

働き方改革関連法のポイントと実務対応

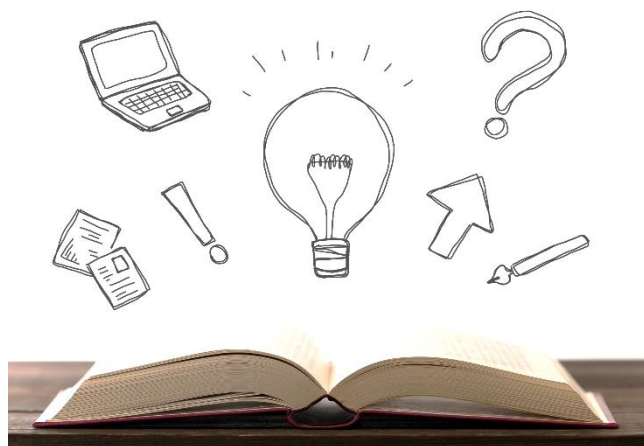
～来春より施行！今、企業が求められていること～

働き方改革関連法が、2018年6月末に可決・成立し、2019年4月から順次施行されます。改正の内容は、「時間外労働の罰則付き上限規制」や「年次有給休暇の取得義務化」などが盛り込まれ、企業人事に大きな影響を与えることが予想されます。さらに「同一労働同一賃金」については、ハマキョウレックス事件、長澤運輸事件という2つの最高裁判決が言い渡され、今後、非正規社員の労働条件格差の是正も急務となります。

法改正に向け、待ったなしの状況であり、今回は改正法の重要点や最新の判例に触れながら実務上対応が必要なポイントをお伝えします。

《3つのポイント》

- 1 **働き方改革関連法**をより理解できます。
- 2 **法改正の最新情報**を把握することができます。
- 3 **就業規則の定め方など具体的な実務対応**がわかります。



日時

2018年10月24日(水) 10:00～12:00 / 9:30開場

会場

福岡商工会議所 406会議室

(福岡市博多区博多駅前2-9-28)

■アクセス

JR博多駅 博多口より徒歩10分
地下鉄祇園駅 5番出口より徒歩5分

定員

20名

受講料

3,000円(税込)

※開催当日、現金でのお支払いをお願いします。

申込方法

裏面の申込用紙に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込下さい。
お申込承り後に、頂きましたE-mailへ「参加票」をお送りいたします。

働き方改革関連法のポイントと実務対応

カリキュラム

1. 働き方改革関連法の全体像
2. 改正労働基準法のポイントと実務対応
 - ・年次有給休暇の時季指定義務
 - ・時間外労働の上限規制
 - ・フレックスタイム制
 - ・高度プロフェッショナル制度 など
4. 勤務間インターバル制度の概要と導入手順
5. インパクトの大きい同一労働同一賃金への対応
6. 質疑応答

《講師》



株式会社B-GROOW(ビーグロー)
社会保険労務士
伊東 かおる

申込書

FAX 092-476-7307

※申込用紙に必要事項をご記入の上、このままFAXにてお申込みください。お申込承り後に、「参加票」をお送りいたします。

※ お申込みは、開催3日前まで受け付けいたします。

本申込書に記載されている個人情報は、研修管理・お問い合わせ・アフターサービスのために利用させていただきます。また、ご本人の許可なく目的以外の利用および第三者への提供はいたしません。

貴社名			
ご参加者氏名	(フリガナ)	役職	
所在地	〒		
TEL		FAX	
E-mail			

お問い合わせ先 : E-mail:sora@b-groow.com TELやFAXでもお受け付けています。

～中小・中堅企業の成長をご支援するコンサルティング会社～

株式会社B-GROOW(ビーグロー)

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-5-28博多偕成ビル9F

TEL 092-476-7300 FAX 092-476-7307

E-mail:sora@b-groow.com URL: http://www.b-groow.com/